

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月1日

【会社名】 岡藤日産証券ホールディングス株式会社

【英訳名】 Okato Nissan Securities Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 二 家 英 彰

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号

【電話番号】 (03) 6759-8705 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 近 藤 竜 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号

【電話番号】 (03) 6759-8705

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 近 藤 竜 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月29日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び利益準備金の額の減少の内容

(1)減少する資本金の額

資本金の額3,586,766,268円のうち2,086,766,268円減少し、1,500,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(2)減少する利益準備金の額

利益準備金の額7,337,330円を全額減少し、0円とし、減少する利益準備金の額の全額を、繰越利益剰余金に振り替えます。

(3)資本金及び利益準備金の額の減少の効力発生日

2022年8月8日

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少に伴い増加するその他資本剰余金の一部を、下記のとおり繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当いたします。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 654,068,054円

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 654,068,054円

第2号議案 定款一部変更の件

2022年7月4日を効力発生日として、当社の商号を「日産証券グループ株式会社」に変更するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として二家英彰、近藤竜夫、久保壽將及び石井忠雄の4氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として門間大吉氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

2015年6月26日開催の第10回定時株主総会においてご承認いただいた監査等委員でない取締役の報酬額（年額300万百円以内）とは別枠で、新たな株式報酬を監査等委員でない取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。）に対して支給する制度を導入するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	507,849	479	0	(注)1	可決 99.56
第2号議案	507,206	1,122	0	(注)1	可決 99.43
第3号議案				(注)2	
二家英彰	507,852	476	0		可決 99.56
近藤竜夫	507,879	449	0		可決 99.56
久保壽將	507,879	449	0		可決 99.56
石井忠雄	507,785	543	0		可決 99.54
第4号議案				(注)2	
門間大吉	507,552	776	0		可決 99.50
第5号議案	507,494	834	0	(注)3	可決 99.49

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。